

平成31年 1月

事業主 各位

一般社団法人 鶴岡労働基準協会

働き方改革関連法

「改正労働基準法」・「改正労働安全衛生法」実務研修会の開催について

新春の候、貴事業所におかれまして益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
当協会の事業推進につきまして、常日頃からご理解を頂き感謝申し上げます。

さて、昨今、働き方改革による長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、年次有給休暇の取得促進等、働く人の視点に立った働き方改革の推進が、各企業に求められています。

また、4月1日より施行される改正労働基準法や改正労働安全衛生法について、省令や告示等が示されました。

つきましては、各企業に於かれまして適正な運用がなされるよう、下記のとおり研修会を開催いたしますので、事業主様をはじめ、総務・労務担当者等の参加につきまして、配意をお願い申し上げます。

記

1 日 時 平成31年 2月13日(水) 13:30~15:30

2 場 所 庄内産業振興センター・マリカ東館3階 第1・第2 研修室
鶴岡市 末広町3番1号

3 研修内容 働き方改革関連法

「改正労働基準法」

- ・時間外労働の上限規制
- ・年次有給休暇の確実な取得
- ・正規雇用労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止 等

「改正労働安全衛生法」

- ・労働者の心身に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置等
- 「中小企業支援策について」

※ 研修終了後、個別相談受付対応(15:30~16:00)

4 講 師 庄内労働基準監督署 担当官 他

(裏面に続く)

- 5 申込方法等 (1) 別紙申込書により、2月6日(水)まで、当協会に持参
又はFAXでお願いいたします。
(2) 参加は無料
定員は、100名で締め切らせていただきます。

..... きりとりせん

別紙

2/13 働き方改革関連法
「改正労働基準法」・「改正労働安全衛生法」実務研修会 申込書

受講者名	職名	個別相談の希望 (いずれかを○で囲む)
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

マリカ立体駐車場の料金は、3時間までは無料となっておりますが、
以降は有料となっておりますので、各自ご負担をお願いいたします。
複数でご参加の場合には、同乗してお越しいだくようご協力願います。

平成31年 月 日

事業所名
所在地
TEL

一般社団法人 鶴岡労働基準協会 行
鶴岡市馬場町8-13 (TEL 22-1759 ・ FAX 22-1761)